

本号で公布された
法令のあらまし

◇職員の仕事の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十八号）（内閣官房）

- 1 職員の仕事の宣誓の実施方法について、任命権者又はその指定する職員の面前で宣誓書に署名しなければならぬとする規定等を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定することとした。（第一条第一項関係）
2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
3 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇警察官の仕事に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十九号）（警察庁）

- 1 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一千六百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三千〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五千七百八十円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）
2 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（法務省）

- 1 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一千六百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三千〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五千七百八十円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）
2 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七一号）（国土交通省）

- 1 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万一千六百五十円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万三千〇九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万五千七百八十円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）
2 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政令

職員の仕事の宣誓に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第六十八号

職員の仕事の宣誓に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の仕事の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、「任命権者又はその指定する職員の面前において」を削り、「宣誓書に署名して」を「宣誓書を」に改め、同条第二項中「署名及び提出は」を「提出は」に改め、同項ただし書中「署名及び」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉

警察官の仕事に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第六十九号

警察官の仕事に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察官の仕事に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察官の仕事に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万七千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

- 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。（経過措置）
2 改正後の第七条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第七十号

証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万七千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第五条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣 菅 義偉

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第七十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令(昭和二十八年政令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万九千五百円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十円」を「七万三千九百円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

省 令

○文部科学省令第十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条及び第二十條の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日
文部科学大臣 萩生田光一

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

規則(平成二十二年文部科学省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「通称カード」を「のりし」
に「D」を「E」に改める。
様式第三号中「第4号」を「第1号」に改め、「類」に「S」の下に「採種者等の個人番号カードの写し等又は」を加える。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

○文部科学省令第十二号

国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二十三条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月二十六日
文部科学大臣 萩生田光一

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則(平成十五年文部科学省令第五十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二北海道教育大学の項中「附属釧路小学校」を削り、「附属釧路中学校」を一附属釧路義務教育学校に改める。
別表第四東北大学の項を削る。

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月二十六日
経済産業大臣 梶山 弘志

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正 後

(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。
一〇七 [略]

八 騒音計に係る日本産業規格C151-16(二〇二〇)附属書に掲げる軽微な修理
九〇一 [略]

二 [略]

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一〇九 [略]

十 騒音計に係る日本産業規格C151-16(二〇二〇)附属書に掲げる簡易修理
[削る]

[削る]

十一 振動レベル計に係る次に掲げる修理
[削る]

イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの補修又は取替え(外箱を開けて行うものに限る。以下口及びハにおいて同じ。)

ロ 電池その他の電源部の補修又は取替え

ハ ねじ、パッキン、表示機構の透明覆板、外箱その他の部品(当該振動レベル計の性能及び器差に著しく影響を与

改正 前

(軽微な修理)

第十条 法第四十六条第一項の経済産業省令で定める軽微な修理は、次のとおりとする。
一〇七 [略]

八 騒音計に係るマイクホンコードを除くコードの補修又は取替え
九〇二 [略]

二 [略]

(簡易修理)

第十一条 法第四十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める修理は、次のとおりとする。
一〇九 [略]

十 騒音計に係る次に掲げる修理
[削る]

イ 電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え

ロ パッキンの取替え又は清掃

十一 振動レベル計に係る電源スイッチ、レンジ切替器のスイッチその他のスイッチの取替え

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]